

島根県報

号外第九一號
平成十五年七月十日
(木曜日)

規 則

目 次

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第七九号)

一 規則の概要

産業技術センターの組織再編を行うこととした。

二 施行期日

平成十五年七月十日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月十日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十九号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成十五年島根県規則第三十号)の一部を次のように改正する。
第八十二条第三項を次のように改める。

3 産業技術センターに、プロジェクト推進部及び研究開発部を置き、研究開発部に次に掲げる科を置く。

無機材料科

有機材料科

環境技術科

生物応用科

生産システム科

プロセス技術科

情報デザイン科

第八十二条第六項の表技術第一部の部及び技術第二部の部を次のように改める。

プロジェクト推進部

特定プロジェクトの推進に係る調査及び研究開発に関すること。

研究開発部

無機材料科

無機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

有機材料科

有機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

環境技術科

廃棄物の処理及びリサイクル、環境配慮型エネルギーの利用その他の環境技術並びに化学応用技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

生物応用科

生物資源の利用及び管理、食品製造その他の生物応用に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

生産システム科

機械金属加工等の生産技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

プロセス技術科

電子材料等のプロセス技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

情報デザイン科

情報技術、産業デザインに関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

毎週火・金曜日発行

附 則

この規則は、平成十五年七月十日から施行する。

平成十五年七月十日印刷
平成十五年七月十日発行

発行者
島
根
県

印刷所

松江学
園南町

松島
陽根
印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)